

# 日本医学物理学会定款

平成12年3月1日施行

## 第1章 総 則

第1条 本学会は、日本医学物理学会という。

2. 本学会の英文名は、**Japan Society of Medical Physics**（略称JSMP）とする。

第2条 本学会は、事務所を東京都新宿区高田馬場4丁目4番19号(株)国際文献印刷社内に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 本学会は、医学における物理学、工学、情報科学及びこれらに関連ある研究の連絡提携及び促進をはかり、以って学術の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本学会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 学術大会、研究会、講演会等の開催
- 2) 特定の目的のための委員会の設置
- 3) 学会機関誌及び学術図書の刊行
- 4) 国際医学物理学機構（**International Organization of Medical Physics**）への加盟による連携活動
- 5) (社)日本医学放射線学会との協力及び連携活動
- 6) その他内外の関連学協会との交流活動
- 7) 医療における本学会関連業務に関する事業
- 8) その他本学会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 本学会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員：本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域において専門の学識、技術又は経験を有する者
- 2) 学生会員：本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域に関心がある学部学生、大学院生及びそれらに準ずる者
- 3) 名誉会員：本学会の対象とする領域において特別の功績があり、理事会の議決により推薦された者
- 4) 賛助会員：本学会の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は団体

第6条 本学会の正会員、学生会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて申し込まなければならない。

2. 前項の申し込みがあったときは、理事会において会員資格の認定を行い、速やかにその結果を通知しなければならない。

第7条 本学会の正会員、学生会員又は賛助会員は、入会金及び会費を納付しなければならない。

2. 入会金及び会費の額については、細則で別に定める。

第8条 本学会の会員は、次の特典を優先的に受ける。

- 1) 本学会の開催する各種の学術会合への参加
- 2) 学会機関誌への投稿
- 3) 学会機関誌の配布
- 4) 学会関係出版物購入の便宜

- 5) 国際医学物理学機構の開催する学術会合への参加
- 6) 国際医学物理学機構の機関誌の配布

第9条 本学会の会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会
- 2) 禁治産及び準禁治産の宣告
- 3) 死亡、失踪宣告、団体にあつてはその団体の解散
- 4) 除名

第10条 本学会を退会しようとする者は、所定の退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第11条 本学会の会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- 1) 会費を滞納したとき
- 2) 本学会の会員としての義務に違反したとき
- 3) 本学会の名誉を傷つけ、または本学会の目的に反する行為のあったとき

#### 第4章 役員

第12条 本学会には、次の役員および評議員を置く。

- 1) 理事12名以内（うち会長1名、副会長1名）
- 2) 監事2名
- 3) 評議員40名以内

第13条 評議員のうち30名以内は、正会員である者の中から正会員による選挙で決定する。

2. 理事のうち10名以内及び監事は、前項により選出された評議員の互選により決定する。
3. 会長は、前項により選出された理事の互選により決定する。
4. 副会長は、2項で選出された理事の中から会長が指名し、理事会の承認により決定する。

第14条 会長は、評議員のうち10名以内を理事会の承認により正会員の中から決定できる。

2. 会長は、理事のうち2名以内を理事会の承認により評議員の中から決定できる。

第15条 会長は、本学会の会務を総理し、本学会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

第16条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本学会の総会、評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

2. 会長、副会長以外の理事の特別な職務については細則で別に定める。

第17条 監事は本学会の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

- 1) 本学会の財産の状況を監査すること
- 2) 役員の実務執行の状況を監査すること
- 3) 財産の状況又は業務の執行について、監査の結果を理事会、評議員会及び総会に報告すること
- 4) 前号の報告をするため、必要あるときは理事会、評議員会又は総会を召集すること

第18条 評議員は、評議員会を組織し、この定款に評議員会に付議すべきと定められた事項を審議する。

第19条 本学会の役員又は評議員の任期は、次のとおりとする。

- 1) 会長及び副会長の任期は3年とする。連続再任は2期までとする。

- 2) 理事及び監事の任期は3年とする。連続再任は2期までとする。
- 3) 評議員の任期は3年として、再任を妨げない。
2. 理事及び監事に欠員が生じたときは、後任者を会長が指名し、理事会の承認により決定する。
3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員及び評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、その職務を行う。

第20条 会長は理事会の議決を経て、学術大会及びそれに付随する諸会議開催のため、大会長を委嘱することができる。

## 第5章 会 議

第21条 定期総会は、毎年1回会長が召集する。

2. 臨時総会は、会長又は監事が必要と認めたとときいつでも召集できる。

第22条 会長は、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の召集を請求された場合には、遅滞なく臨時総会を召集しなければならない。

第23条 総会の議長は、会議のつど正会員の互選で決定する。

第24条 総会の召集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって、又は機関誌に公告して通知する。

第25条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 1) 事業計画及び収支予算についての事項
- 2) 事業報告及び収支決算についての事項
- 3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- 4) その他理事会又は評議員会において必要と認められた事項

第26条 総会は正会員現在数の10分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面又は委任状をもって、あらかじめ意志を表示した者は出席者みなす。

第27条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、出席正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第28条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

第29条 理事会は、必要に応じて会長又は監事が召集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、臨時理事会を召集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

第30条 理事会は理事現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面又は委任状をもって、あらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第31条 評議員会は、毎年1回会長が召集する。ただし、会長又は監事は必要に応じて臨時に召集できる。

2. 評議員会の議長は、会長とする

第32条 評議員会は、この定款のうち別に定めてあるもののほか、次の事項を審議する。

- 1) 理事及び監事の選任に関する事項。
- 2) 総会に付議する事項
- 3) 委員会の活動に関する事項
- 4) 基本財産の編入に関する事項
- 5) その他必要な事項

第33条 評議員会の定足数及び議決については、第30条を準用する。

第34条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が、署名捺印の上これを保存する。

## 第6章 資産および会計

第35条 本学会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 設立当初の財産目録記載の財産
  - 2) 入会金及び会費
  - 3) 事業に伴う収入
  - 4) 寄付金品
  - 5) その他の収入
2. 本学会の資産は、会長が管理する。

第36条 本学会の資産を分けて、基本財産及び通常財産とする。

2. 基本財産は、基本財産であることを指定して寄付された財産、並びに理事会及び評議員会の決議を経て繰り入れられた財産とする。
3. 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

第37条 基本財産を処分し、また担保に共してはならない。ただし、本学会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会、評議員会及び総会の議決を経て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に共することができる。

第38条 本学会の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入及び資産から生ずる収入等の通常財産をもって支弁する。

第39条 本学会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会の議決を経なければならない。事業計画、収支予算を変更した場合も同様とする。

第40条 本学会の収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に会長が、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに会員の異動状況報告書を作成し、これに監事の意見をつけ、理事会、評議員会及び総会の承認を受けなければならない。

2. 本学会の収支決算に剰余金があるときは、理事会、評議員会の議決及び総会の承認により、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第41条 収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担、又は権利の放棄のうち重要なものをしようとするときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。

第42条 本学会が資産の借入れをしようとするときは、その会計年度の収支をもって償還する短期借入れ金を除き、理事会の議決を経なければならない。

第43条 会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 第7章 定款の変更および解散

- 第44条 この定款は、理事会、評議員会及び総会において各々の出席者の3分の2以上の賛成を得なければ変更することができない。
- 第45条 本学会の解散は、理事会及び評議員会において各々の出席者の3分の2以上の賛成を得、正会員総数の過半数の投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 第46条 本学会の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会及び総会において各々の出席者の3分の2以上の議決を経て、本学会の目的に類似の公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

- 第47条 この定款の執行に関する細則は、別に定める。
2. 細則の新設、改廃は特に定める場合を除いて、理事会の議決によるものとする。

## 付 則

1. この定款は日本医学放射線物理学会及び日本医学物理学会（旧）の承認により、平成12年3月1日に発効する。
2. 本学会は、この定款が発効する時点の日本医学放射線物理学会と日本医学物理学会（旧）の全ての会員、活動、財産を継承する。
3. 日本医学放射線物理学会の正会員及び日本医学物理学会（旧）の正会員、準会員は、本学会の正会員となる。
4. 日本医学放射線物理学会の学生会員及び日本医学物理学会（旧）の学生会員は、本学会の学生会員となる。
5. 日本医学放射線物理学会の名誉会員は、本学会の名誉会員となる。
6. 本学会は、日本医学物理学会（旧）の国際医学物理学機構への加盟を継承する。
7. 移行期間（平成12年3月1日より1年間）の役員については、この定款の規定とは別に細則で定める。